

## ○静岡大学大学教育センター運営委員会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則)

<b>改正</b> 平成 17 年 10 月 1 日規則	平成 18 年 2 月 15 日規則
平成 19 年 7 月 4 日規則	平成 20 年 4 月 1 日規則
平成 21 年 10 月 1 日規則	平成 22 年 10 月 6 日規則
平成 22 年 12 月 15 日規則	平成 23 年 6 月 16 日規則第 7 号
平成 25 年 5 月 1 日規則第 10 号	平成 27 年 3 月 18 日規則第 95 号
平成 28 年 1 月 20 日規則第 71 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡大学大学教育センター規則（平成 15 年 9 月 17 日制定）第 4 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学大学教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 静岡大学大学教育センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (2) センターの業務計画に関する事項
- (3) 教養教育の将来計画の調査、調整及び立案に関する事項
- (4) 教養教育と専門教育の有機的連携に関する事項
- (5) 部門長の人事に関する事項
- (6) 予算要求及び決算報告に関する事項
- (7) 学年暦及び行事予定に関する事項
- (8) キャリアデザイン教育に関する事項
- (9) 授業の改善・評価・学習支援に関する事項
- (10) 全学教育科目の時間割編成に関する事項
- (11) 非常勤講師計画に関する事項
- (12) 静岡大学大学教育センター規則第 3 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事項
- (13) その他運営委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学部教務委員長
- (3) 地域創造学環教務委員会委員長
- (4) 全学キャリアデザイン教育・FD部門代表者 1 人
- (5) 全学教育科目部門代表者 1 人
- (6) 授業計画実施専門委員会委員長
- (7) 経費施設専門委員会委員長

- (8) 広報専門委員会委員長
- (9) 全学教育科目部門科目部代表者 各1人
- (10) センターを主担当又は副担当とする教授、准教授、講師及び助教のうちから、センター長が指名する者
- (11) 学務部長
- (12) その他センター長が必要と認める者  
(任期)

第4条 前条第4号、第5号及び第10号委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(センター教員連絡会議)

第7条 運営委員会の下にセンター教員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、学務部教務課が処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日規則)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規則)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月4日規則)

この規則は、平成19年7月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日規則)

この規則は、平成 21 年 10 月 7 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 10 月 6 日規則)

この規則は、平成 22 年 10 月 6 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規則)

この規程は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日規則第 7 号)

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規則第 95 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 20 日規則第 71 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。